



労基法違反の勤務指定が バレたので、出向は無効!

JR東海労新幹線関西地本の『情報 関西No.896と897』で明らかにした通り、JR東海会社が職場からJR東海労組合員を減少させるために強行しようとした出向は無効になりました。

その理由が、出向先企業の就労条件に関係する内容であることは前号『情報 関西No.897』で明らかにしました。

要するにJR東海会社と出向先企業は、「労働基準法第32条の2」に違反していることがJR東海労にバレてしまったから、今回の出向を無効にしたということです。

「労働基準法第32条の2」違反とは、変形労働時間制違反!

JR東海会社は、今回の出向先企業が「一ヶ月単位の変形労働時間制」を採用していると言っています。しかし、それは嘘です! 騙されてはいけません!

一ヶ月の上限を超える労働時間を勤務表に指定する出向先企業!

「一ヶ月単位の変形労働時間制」を採用する場合は、一ヶ月の労働時間の上限が決まっています。暦日30日の場合は171.4時間で31日の場合は177.1時間です。しかし今回の出向先企業は、これをはるかに超える勤務(労働時間)を勤務表に指定し続けているのです。これは法律違反です!

労働日および労働日ごとの労働時間を明確にしないJR東海会社!

それだけではありません!

「一ヶ月単位の変形労働時間制」を採用する場合は、一ヶ月の対象期間すべての労働日ごとの労働時間をあらかじめ具体的(勤務表)に指定する必要があります。しかしJR東海会社は、新幹線乗務員の勤務指定でこれを守っていません。これも法律違反です!

私たちが騙して法律違反を繰り返そうとしたJR東海会社と出向先企業!

JR東海会社と今回の出向先企業は、今までもこれからも私たちが騙して法律違反を続けようとしていたのです。それをJR東海労組合員から指摘されて、慌てて出向通知を取り消したということです。

法律違反をしているJR東海会社は、法律違反をしている出向先企業へ、既にJR東海労組合員をはじめ、ユニオン、国労組合員を出向させています。この責任は重大です!

私たちは労働基準法違反と労働条件の不利益変更を許しません!

**そして、私たちに嘘を言っているJR東海会社と、知らないふりをして
いる労働組合の指導部を絶対に許しません!**